

日本における図書館の基本原則

—羽仁五郎の発言に関する批判的考察—

加藤久明

1. 序論

図書館は、その設置母体の如何にかかわらず、公益性の高い非営利組織であり、社会共通資本であると見なされてきた⁽¹⁾。特に、日本の図書館は第2次世界大戦後、国立国会図書館を代表として、その社会共通資本としての機能を維持してきた。その機能は多岐に渡るが、最も重要な点は、知的サービスを基盤とした国民の福利への貢献にあり、それは「真理が我等を自由にする」という、国立国会図書館本館に掲げられた文言に代表されたものであると言えよう。

一般に、この文言を有する国立国会図書館は、法定納本制度による国内出版物の網羅的収集・保存、書誌情報の提供を主目的とした国立図書館として理解されてきた。しかし、そのような理解は、余りにも一面的なものである。何故ならば、日本における図書館の基本原則を考える際には、国立図書館と国会図書館とを統一した現在の国立国会図書館という組織形態自体が、それ以前の「国立図書館」とは異なり、思想的基盤を大きく刷新したものであったからに他ならない。また同時に、そのような国立国会図書館は、国立図書館として、戦後の日本における図書館の復興を大きく助け、その基本となる原則を提供するという点でも大きく寄与してきたことは言うまでもない。

そもそも、日本における国立図書館の起源は、文部省に付随した(1)帝国図書館、旧帝国憲法下における帝国議会の(2)衆議院図書館、(3)貴族院図書館、の3つの図書館に遡り得る。第2次世界大戦後、日本は新憲法下において、米国の議会図書館(Library of Congress)を範とした従来とは異なる組織形態を採用し、国立図書館と国会図書館の統一を図った。これには幾つかの背景が挙げられるが、最も重要な特徴は、旧文部省による官僚支配、軍国主義や国家主義からの脱却を目指し、図書館を民主主義に基づく公選の国会の手に移した点にある⁽²⁾。それは基本理念にも明確に示されており、国立国会図書館法の前文では、「真理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される」と述べられている。

特に、前文における一節にある「真理がわれらを自由にする」という文言は、日本の図書館一般に通じる原則として理解され、戦後日本の図書館の発展に大きな影響を与えてきた。この文言は、国立国会図書館法を起草する際に、歴史学者で参議院議員であった羽仁五郎が前文を挿入したことに端を発している⁽³⁾。また、その意味は、図書館が利用者への公平な知識情報への利用可能性とアクセス可能性を確保することにより、健全な民主主義

(1) 加藤久明. “非営利組織と規模の戦略：公共図書館の経営プロセス解体”. 千葉商大論叢. Vol.43, No. 3・4 合併号. p.129 (2006)

(2) 羽仁五郎. 図書館の論理：羽仁五郎の発言. 初版. 東京, 日外アソシエーツ, 1981, 264 p

(3) *ibid.*, p.37

社会の基盤となるものであると解釈されることが多い。

振り返れば21世紀に入り、日本における図書館などの社会共通資本に関する考察は、PFI (Private Finance Initiative) の導入などに代表される経営の効率化などの外郭的な側面に関して、大きな進展を示してきた。しかし、その反面、図書館に限った指摘を行うとすれば、その根幹を構成する基本原理の部分に関しては、戦後の米国による図書館使節団との共同作業において羽仁五郎がその原理を提示して以来、これを根本から問い直すという知的作業が行われることが僅かに止まっている。

だが、国立国会図書館法の前文にある「真理がわれらを自由にする」自体が、その成立経過の如何を問わず、日本の図書館発展の思想的基盤を形成してきたことは否定し難い事実である。同時に、それが現実用いられてきたことを考慮すれば、批判的な考察を展開していくことは有用である。また、「真理がわれらを自由にする」という文言に含まれる「真理」という語は、その歴史を遡れば、知識概念との関係が不可避の課題として提起されることは明白である。さらに、近代における知識概念は、社会学や哲学における諸研究が明らかにしてきたように、人間の理性（啓蒙的理性）という尺度に依拠し、「認識の全面的真理に到達する力」に隠匿された様々な問題点を抱えてきた。

しかし、図書館の思想的基盤を論ずる際に、何故それが議論されないのか。図書館の社会的機能が問題とされる今日において、真理がわれらを自由にするという基本原理が何故、無批判に使用され続けるのか。特に、真理と呼ばれる概念には、既に多くの問いが提起されてきたにもかかわらず、何故に取り組みが行われないのか。これらへの問題関心が、筆者が考察を行う規定要因となった。そして、以上のような問題意識を基盤として、本稿において筆者は、知識と呼ばれる概念に対する考察を基盤として、日本の図書館を支えてきた「真理がわれらを自由にする」と呼ばれる基本原理に対する検討を試みる。

2. 社会存在としての図書館：その思想的基盤

議論の前提として、本章においてはまず、一般的な図書館の使命や目的に関する主要な学説に触れ、その思想的基盤がどのように形成されてきたのか、という点を確認する必要がある。それらの諸説は多岐に渡るが、最も著名なものは、インドの図書館学者であり、コロソ分類法⁽⁴⁾の創始者であるランガナタンがその著書⁽⁵⁾において掲げた次の5つの法則であろう。

(1) 図書は利用するためのものである⁽⁶⁾。

(4) コロソ分類法 (CC; Colon Classification) は、図書館一般で用いられている十進分類法とは異なった独自の分類法である。まず、一般に“PMEST”と称される5種類のカテゴリが設定される。これは、パーソナリティ (Personality, “.”), マター (Matter or property, “;”), エネルギー (Energy, “:”), 空間 (Space, “.”), 時間 (Time, “”) の略であり、それぞれが記号によって表記される。次に、主題区分としてA (総記) から始まるファセットが設定され、これらの組み合わせから資料の階層構造を示すというものである。

(5) S. R.ランガナタン著. 渡辺信一, 深井耀子, 渋谷義行共訳. 図書館学の五法則. 初版. 東京, 日本図書館協会, 1981, 425 p

(6) *ibid.*, p.27

- (2) いずれの人にもすべて、その人の図書を⁽⁷⁾。
- (3) いずれの図書にもすべて、その読者を⁽⁸⁾。
- (4) 図書館利用者の時間を節約せよ⁽⁹⁾。
- (5) 図書館は成長する有機体である⁽¹⁰⁾。

1931年に提示された上記の5法則は、今日の日本の多くの図書館においても、その思想的基盤をめぐる重要な参照項として位置付けられている。そして、ランガナタンは、この5法則について「始めの四つの法則は、図書館の運営と管理を特徴づける精神を示すが、第5法則は、図書館の計画と組織化にかかわる基本的な原理を表明する」⁽¹¹⁾と述べている。

まず、第1法則は、図書館がある特定の目的に沿って集められた図書のコレクションであり、その目的が利用にあることを意味している。これは、旧来の蔵書を蓄積するのみに止まっていた図書館に活力を与えることを示唆したものである。第2法則はそれぞれの利用者に対し、各々に相応しい図書を探し出す必要性を説いており、利用者の側からの変革を訴えている。つまり、個々の利用者に対するアクセス可能性（accessibility）の確保が必要であるということである。第3法則は、どのような図書にもその図書に相応しい利用者を探し出す必要があることを説き、その最も優れた方法として開架制を挙げている。この法則は、公開（exposure）の概念に結実する。そして、纏めれば、第1法則から第3法則までは、「図書館の本をできる限り十分に、かつ多くの人々に利用させること」⁽¹²⁾にある。

次に、第4法則では第2法則と同様に、利用者側に主眼を置いたアプローチが採られている。しかし、「利用者の時間を節約せよ」という文言が示すように、その関心は殆ど利用者に絞られていると言えよう。また、この法則においてランガナタンは、利用者が図書館を使用する際に影響を受ける時間の経済性に関する問題を挙げ、利用者のコスト負担軽減の必要性を訴えている⁽¹³⁾。

最後に、第5法則は、施設と組織としての図書館が持つ重要かつ持続的な特性を説いており、複雑な外部環境に対し、図書館が常に変異による組織進化を遂げる必要があることを訴えている。特に、このランガナタンの組織観は、今日の複雑系やネットワークを基盤とした組織理論の視点と多くの共通性を持ち、生物学的アプローチに通じる先行研究の一つであったとも考えられる。しかし、このような法則を提示したランガナタン以外にも、図書館学の理論構築に大きな業績を残した、米国のピアス・バトラーによる『図書館学序説』⁽¹⁴⁾にも触れておく必要があるだろう。

バトラーはまずもって、図書を「人類の記憶を保存する一種の社会的メカニズム」⁽¹⁵⁾で

(7) *ibid.*, p.80

(8) *ibid.*, p.239

(9) *ibid.*, p.268

(10) *ibid.*, p.305

(11) *ibid.*, p.305

(12) *ibid.*, p.267

(13) *ibid.*, pp.267-300

(14) ピアス・バトラー著. 藤野幸雄訳. 図書館学序説. 初版. 東京, 日本図書館協会, 1978, 135 p

(15) *ibid.*, p.23

あると定義し、その上で図書館を「これを生きている個人の意識に換言するこれまた社会的な一種の装置」⁽¹⁶⁾であると定義している。また、著書の実務を通じた考察においては、図書館が文献の福音書を広めるような伝道所になることに警鐘を鳴らし、図書館員が「社会における文化遺産の世話人」⁽¹⁷⁾に過ぎないと主張した。同時に、その責任が「能力及ぶかぎりこの遺産を地域社会の利益に供すること」⁽¹⁸⁾にあるとした。さらに、米国の図書館学者であるジェシー・シェラは、バトラーの議論を基盤として、図書館が社会機関であるとした議論を展開している⁽¹⁹⁾。

3. 「真理がわれらを自由にする」：羽仁五郎の発言とその問題点

前述した代表的な思想的基盤を巡る諸論は、図書館を知識の供給サイドと位置付けている。しかし、そこには一種の「蒙を啓く」という意味での啓蒙的な性質が存在することは明らかであろう⁽²⁰⁾。そしてまた、日本の図書館の基本原理を支えてきた、国立国会図書館法の前文における「真理がわれらを自由にする」という文言も、同種の性質を持つものであると考えられる。

この文言が作られた契機は、戦後の国会図書館設立のために米国から招かれた図書館使節団⁽²¹⁾との国立国会図書館法の起草段階において、国立国会図書館法を起草する際に、歴史学者で参議院議員であった羽仁五郎⁽²²⁾が前文を挿入したことに求められる。当時、日本側委員が提出した法の原案は、制度・経験の両面で先進していた米国使節団による国立国会図書館法の原案に大きく引き離されていた⁽²³⁾。しかし、羽仁五郎はこの法律の内容が使節団の原案のみに止まらず、日本側の意志を反映させるために苦心し、その結果として前文を挿入することを考案したのである⁽²⁴⁾。そして、「真理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される」という前文が導入され、現在に至っている。

この「真理がわれらを自由にする」という文言について羽仁は、自身が1920年代にハイデルベルグ大学に留学した際に見た、“WAHRHEIT WIRD MAN FREI MACHEN (真理は人を自由にする)”という文言を基にしたと述べている⁽²⁵⁾。また、その文言は元来、新約聖書の「ヨハネによる福音書8-32」に所収されている言葉であるとも述べている。

羽仁自身は、「聖書は別に、図書館のことを言っているわけではない。だけれども、図

(16) *ibid.*, p.23

(17) *ibid.*, p.122

(18) *ibid.*, p.122

(19) J. H. シェラ著. 藤野幸雄訳. 図書館の社会的基盤. 初版. 東京, 日本図書館協会, 1978, 185 p

(20) それは、かのランガナタンですらもその著書の冒頭において、「知識を無学な人びとの戸口まで運び、見地を理解するようにすべての人びとを教育すること。この奉仕の崇高さは、全地球を譲ることさえも及び得るものではない」という『マヌ法典』の文言を引用していることから明らかであろう。

(21) この使節団は、終戦後の間もない時期に来日し、チャールズ・ブラウン（米国図書館協会東洋部委員長）とヴァーナー・クラップ（米国議会図書館副館長）の二名から構成されていた。

(22) 当時は、参議院図書館運営委員長であった。

(23) 注2の文献, pp.36-38

(24) *ibid.*, p.37

(25) *ibid.*, p.37

書館にも通用するものだと考えたんだ」⁽²⁶⁾と述べている。また、1948年2月4日の参議院本会議においては、次のようにも述べている。

真理はわれらを自由にする。これがこの国立国会図書館法案の全体をつらぬいている根本精神であります。今日のわが国民の悲惨な現状は、従来の日本の政治が真理にもとづかないで、虚偽に立脚していたからであります⁽²⁷⁾。

だが、この羽仁の発言は、一つの重要な問題を含んでいる。それは、近代から現代における知識の主幹を構成してきた「真理性」を強調している点にある。羽仁は、第2次世界大戦による日本の荒廃は、政治が真理に基づかない点にあるとした。それは換言するならば、誤った知識に立脚した議会が、国民の安全と幸福を守るという任務を果たすことができなかつたということである。

確かに、真理は一般に、客観性と確定性を多く含んだ認識内容を意味する。そして、それは近現代における「知識」概念とは切り離せない関係にある。しかしながら、序論において前述したように、近代における知識概念は、諸研究が明らかにしてきたように、人間の理性（啓蒙的理性）という尺度に依拠し、「認識の全面的真理に到達する力」に隠匿された様々な問題点を抱えてきた。

これは後述するが、近現代における「知識」概念は、(1)認識の全面的真理に到達する力であり、(2)真理性という特性が近代の「合理性」と呼ばれる概念と大きく関係を持つ。そして、近代的な合理性は、その啓蒙的な性質に内在する野蛮としての側面が今日に至るまで、問題とされてきた。

また、戦後の日本における図書館の発展に大きく寄与した羽仁の発言を、そのような問題視角から考察することは、近年の図書館を巡る外部環境の変化を考慮しても、有効であると考えられる。設置母体の経営悪化により、公共図書館を中心とした日本の図書館は、国立国会図書館を含めてその社会的な意味付けが再考される段階にある。そのような状況にあって、その基盤となる原理が持つ真理性に対する考察というような命題設定を行うことは、すぐれて現状を変容させるための視点を持つために意義があると考えられる。

4. 近現代における「知識」概念：その特性を中心に

前章までに述べてきたことを基に、筆者は幾つかの章を用いて近現代における「知識」概念に関する概観を行い、その特性の把握を中心とした検討を行う。一般に、知識と呼ばれる概念は、「客観性と確定性を多く含んだ認識内容」を総称して用いられている。また、「知識の中身は「真理」と見なされ、それに沿って行動すれば間違いないだろうと考えられている」⁽²⁸⁾と言われるように、知識には真理性という特性が存在することを指摘できる。そして、この特性により、知識は他の周辺存在と区別されている。

しかしながら、近現代における「知識」概念は、この概念に関する様々な知識を得るた

⁽²⁶⁾ *ibid.*, p.38

⁽²⁷⁾ *ibid.*, p.91

⁽²⁸⁾ アラン・バートン=ジョーンズ著. 有賀裕子訳. 知識資本主義：ビジネス、就労、学習の意味が根本から変わる. 初版. 東京, 日本経済新聞社, 2001, p.20

めに行なわれてきた諸議論と切り離すことができない。西洋哲学の認識論を代表とする考究を主体としたそれらは、我々が何事かを知ることに関する様々な基準を提示する役目を果たしてきている⁽²⁹⁾。その議論の特徴は、知識そのものではなく、「知識そのものにかかわる知識」⁽³⁰⁾を追求することにある。そのため、哲学は一般に、「多様な知識の根底を問い、それらを知識たらしめている基本的な諸条件を解明するという特別な課題を負った知識」⁽³¹⁾を総称されることが多い。そして、これには、古代ギリシアの知的営為の目的と自然観という理念的な要素が大きく関連しているが、前述した羽仁五郎が挙げる「真理」は、その影響を色濃く受けていると言えよう。

そもそも、古代ギリシアにおける知的営為の目的は、自然の秩序を解明することを基調としている。そこでは、自然を一つの既に完結した秩序から成り立つとした自然観が基盤となり、知識とはその秩序を解明した結果であるとされる。また、知的営為の対象物である自然の秩序は、それ自体が完結したものとされるため、それを解明した結果である知識も本質的には完結したものであるとされる⁽³²⁾。そのため、技術的、操作的に自然に介入することなしに自然の真理に到達できる観点が、知的営為の目的と自然観の主要な理念となる。そして、この普遍的な規準を侵す原理となる科学技術的な知識は、現代社会における評価とは逆に、抑圧・排除の対象とされていた。

しかしながら、現代社会において広く用いられている知識概念の多くは、社会における生産要素としての意味合いの下に用いられている。これには、古代的な知識観とは異なる、近代的な知的営為の目的と自然観を基盤とした知識観が、その基盤を構成していることは明らかであると考えられる。そのため、古代的な参照項から現代の知識観を提示するという多くの研究に見られる試みは不適切であると考えられる。むしろ、現代の知識観における広義の概念的特徴を把握するためには、現代的な価値観の勃興段階にあった近代⁽³³⁾の初期段階を参照項とするほうが適切である。

自然に介入せず、その秩序を解明できるという観点を基調とした近代以前の知識論の方向性は、近代の初期段階であるルネサンス期において一つの転機を迎えている。「暗黒時代」とも呼ばれた、中世ヨーロッパの桎梏からの解放を目指したルネサンス期は、自己を解放する人間の理性を主体とした⁽³⁴⁾、進歩的な史観に基づく啓蒙主義の勃興期である⁽³⁵⁾。その時代における転機の特徴は、近代以前の技術や科学に対する蔑視観が、学問の問題点として、近代の初期から批判の俎上に載せられ始めたことにある。

(29) 私見では、この流れの影響は西洋の認識論に代表される文化的基盤を保持していない日本においても例外ではない。多くの論者は、知識に関する議論の際に、それらの材料の多くを、一般に普遍妥当的であると認められている西洋的な学識や観察に頼っている。

(30) 大森荘蔵編. 世界と知識. 初版. 東京, 東京大学出版会, 1973, p.133 . 講座哲学 2

(31) *ibid.*, p.133

(32) 小林康夫, 船曳建夫編. 知の論理. 初版. 東京, 東京大学出版会, 1995, p.246

(33) 本稿において筆者は「近代」という語を、「時間的な先端部分である現在の前段階の時間」という意味の下に用いている。

(34) エドムント・フッサール. 細谷恒夫, 木田元訳. ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学. 第8版. 東京, 中央公論社, 1981, p.20 ; ルネサンス期の特徴は、自由な理性の洞察によって、自己を形成する人間性を理想とする点にある。

(35) 人間の人間に対する支配による桎梏の時代という蒙を、自己を解放する人間の理性を主体して啓くもの、という意味をもって筆者はこれを述べている。

近代は、新しい科学と技術が主体となり、それ以前の時代とは異なる新たな価値観を創造してきた時代であった。そのため、新たな創造の主体となる科学や技術を蔑視してきたそれまでの価値観は、社会発展の阻害要因として批判されてきた。そして、このような動きは、従来の価値観を越えた新たな知的営為の目的を基調とした、現代に至るまでの進歩的な知識観の創出のための重要な文脈を構成している。

また、近代的な進歩的価値観の招来は、技術進歩の概念を媒介させることにより、科学進歩の概念を人類進歩という理念に結び付けたという特徴を持っている。これは、科学に近代以前とは異なる価値観を与え、進歩という概念に導かれた科学と技術と社会の連関という、今日の社会における一般的な価値体系の創出に大きく貢献している。

4.1 フランシス・ベーコンの知識観

そして、そのような動きの中で、科学の力による変革が人類の福利に貢献するという思想を最も発展させた創始者が、英国ルネサンス期の哲学者であるフランシス・ベーコンである。科学による自然支配の形式を実現するため、ベーコンは、「知は力なり (Scientia est potentia)」という著名な命題を示している。命題における“Scientia”は、ラテン語で「知識」を意味する。また、英語の“Science”の語源でもあり、まずもって、科学的な進歩観に支配される人間の社会領域の拡大というベーコンの問題意識⁽³⁶⁾を意味している。

ベーコンは、主著である『ノヴム＝オルガヌム』⁽³⁷⁾において、特定の創始者を祭り上げて教説を鵜呑みにする、当時の隷属的な知的営為の態度を批判的に分析している。ベーコンによれば、特定の創始者に人々の意見が束縛されることは、新たな原理の受容を困難とするとされる。そのため、知的営為の課題は、これらの創始者に束縛された意見という「イドラ (idola)」⁽³⁸⁾に頼るのではなく、科学的な実験という経験的手法の継続性⁽³⁹⁾によって真理性が獲得されるべきであると論じている。また、著作の一つである『古人の知恵』においては、経験的手法の継続性を次のように説いている。

最後の問題が残っている。それは燃えるたいまつを掲げて走るプロメテウス競走である。これもまさに技術と科学に対応しており、火がこの記念と祝賀の競走に企てられたのと同じである。それは次のようなきわめて賢明な忠告を含んでいる。すなわち、科学の完成は誰か一人の機敏さや能力ではなくて、継続に期待されるということである。なぜなら、速く走っても余りにも遅く走っても火の消える危険があるので、競走でもっとも速くもっと

(36) ベーコン思想の特徴は、その基盤とする問題意識にある。それらは、ベンジャミン・ファリントンによれば、(1)知識は仕事のなかで結実しなければならない、(2)科学は産業に応用されうるものでなければならない、(3)人は生活の諸条件を改善し変革するための神聖な義務として自分たちを組織化しなければならない、という三つの思想にあるとされる (ベンジャミン・ファリントン、松川七郎、中村恒矩訳、フランシス・ベーコン：産業科学の哲学者、初版、東京、岩波書店、1968、p.1)。

(37) ベーコン、桂寿一訳、ノヴム・オルガヌム (新機関)、初版、東京、岩波書店、1978、253p. 岩波文庫；青(33)-617-2

(38) イドラの意味は、「幻影」ないしは「偶像」というものである。この場合は、認識障害と言い換えることも可能である。イドラはベーコンによれば、(1)種族のイドラ (idola tribus)、(2)洞窟のイドラ (idola specus)、(3)市場のイドラ (idola fori)、(4)劇場のイドラ (idola theatri) の四つから成るとされる。

(39) それ故に、ベーコンの思想においては、継続を可能とする「知識の伝達」という作用が重要視される。

も強い人はおそらく点火したたいまつを維持するうえではあまり有用ではないからである。しかしこの、たいまつ競走はずっと以前から中断されているように思われる。もっとも盛んに闘われた科学は最初の著者たち、つまりアリストテレス、ガレノス、エウクレイデス、プトレマイオスにおいてであり、その後継者たちにおいては偉大な著作は何もつくられなかったし、その試みさえもなかった。したがって、プロメテウスつまり人間の本性を記念してこの競走が再開され、競走と幸運を取り戻し、一人による幾分か揺れるたいまつに依存するのではなくることを望むべきだったのである。こうして、みずから奮起して、めいめいの力と任務を賭けて争い、すべてを少数の小さな人間の脳に置かないようにという戒めを人びとにしておくべきである⁽⁴⁰⁾。

そして、このような考察は、近代以後の知識概念の基盤を構築することに大きく貢献したと位置付けられよう。換言すれば、ベーコンによる考察は、近代以後の「知識」概念の方法論的基盤を構築したとも述べる事が可能である。そして、さらに言及すれば、ベーコンによる学問を中心とした考察が知識を論ずる際に不可欠な参照項とされる要因は、考察の基盤たる彼自身が持つ独特の問題意識と方法論にあった。

4.2 カール・マンハイムによる知識社会学

私見では、近代の知識概念についてはその後、1920年代に社会学者であるカール・マンハイムによって、一定の帰結がされたと考えられる。認識の真理性に深い関心を持つマンハイムは、この問題を克服するために「知識社会学」と呼ばれる領域を提唱した。

マンハイムによる知識社会学の領域としての確立は、一般に主著である『イデオロギーとユートピア』⁽⁴¹⁾にあるとされる⁽⁴²⁾。広範なイデオロギー論研究を基盤としたそれは、前掲したベーコンの「イドラ」概念を、不信を基盤とした方法論の先鞭としてイデオロギー思想の系譜の中に位置付けている⁽⁴³⁾。そして、そのような研究を基盤として、「相関主義」⁽⁴⁴⁾と呼ばれる概念を提唱している。

(40) 坂本賢三。ベーコン。初版。東京、講談社、1981、p.252。人類の知的遺産；30

(41) カール・マンハイム。鈴木二郎訳。イデオロギーとユートピア。初版。東京、未来社、1968、407.3 p

(42) 確立段階途中の知識社会学に関しては、カール・マンハイム。徳永恂訳。歴史主義。初版。東京、未来社、1970、156 p、カール・マンハイム。榊俊雄訳。知識社会学の問題。初版。東京、同文館、1946、126p。社会学研究叢書1等を参照のこと。前者は、知識社会学の重要な特徴を構成する歴史主義に関する論考であり、哲学研究を主体としていたマンハイムが社会学的な立場を明確に示した文献でもある。また、後者は、知識社会学の構想に先鞭をつけたマックス・シェーラーの知識社会学の問題を批判的に考察した文献である。マンハイムが確立した後に、知識社会学は、米国の社会学者であるロバート・マートンによって発展させられたが、そこにおいては当初の認識論的な問題意識が衰退している。

(43) 注41の文献、p.28；マンハイムは、まず、イデオロギー概念を、(1)部分的イデオロギー概念・(2)全体的イデオロギー概念、という二つのカテゴリに分類する。さらに、これら二つのカテゴリを、(a)特殊のイデオロギー概念・(b)普遍的イデオロギー概念、(c)価値自由のイデオロギー概念・(d)評価的イデオロギー概念、に分類している。そして、「(d)評価的イデオロギー概念」が相関主義と結び付いて、マンハイムによる知識社会学の根幹の一つを形成している。

(44) *ibid.*, pp.57-58；これは、「意味の一切の要素がたがいに関係し合っていること、および、それらのものが特定の意味の体系の中でたがいに基礎づけ合いながら意味を持っている」と定義されている。

この概念は、特定の立場の担い手⁽⁴⁵⁾から得られた部分的真理を相関的、かつ動的に結合することが、乱立する様々な社会的存在から全面的真理への接近を可能とするということの意味している。そして、この役割の担い手を、非階級的な「社会的に自由に浮動するインテリゲンチヤ⁽⁴⁶⁾ (Die sozial freischwebende Intelligenz)」と呼ばれる人々に求めている。

以上のように、本章においては、近現代における知識の概念的特徴を、認識的な見地から語る際の枠組みに主眼を置き、古代と近代の知識観の差異を示すことによって、現代の知識観の理念が生まれた背景を概説した。総括すれば、この概念には、「自然と人間の関係」という基盤を構成してきた枠組みが重要な役割を果たしていると考えられる。

古代から近現代に至るまでの知識概念は、自然の秩序を解明するという「真理の追究」という点では共通していたが、近代初期の知識観の大きな変化は、真理の追究方法そのものを変容させている。それは、古代の静的な知識観とは対照的な、人間の理性（啓蒙的理性）という尺度のみに依拠した、「認識の全面的真理に到達する力」としての知識であると考えられる。

5. 近現代における「知識」概念の問題点(1)：啓蒙と野蛮

近代の時代的な特徴は、前章において述べたように、自然への人為的な介入による、進歩的な歴史観を基盤とした社会の発展様式の確立にある。これはまた、近現代の合理的な知識観の成立にも大きく寄与している。しかし、古代的な価値観を乗り越えた、近代の啓蒙的理性は、20世紀の初頭において問題点が指摘され、多くの批判に曝されてきた。そして、他の地域に先んじて近代化を成し遂げたヨーロッパにおいて、この動きの主要な契機となった要素が、1914年から1918年にかけて発生した第1次世界大戦による荒廃である。

第1次世界大戦による荒廃は、物質的な荒廃と同時に、精神面における荒廃を発生させ、ルネサンス期以降のヨーロッパを支えてきた、近代の伝統的な価値観に対する問いを先鋭化させた。それは、「理性が人間の問題を自動的に解決に導くものではないこと、また全体として人類史の血なまぐさい歩みに理性がほとんど影響をおよぼしていなかった」⁽⁴⁷⁾と

(45) *ibid.*, pp.50-51 ; 特定の立場を基点とすることが、マンハイムの相関主義の特徴である。これについて、マンハイムは次のように述べている。「人間の思考は、社会的に自由な空間の中で自由に浮動しながら構成されるのではなく、むしろそれとは反対に、いつでもこの空間の特定の位置に根ざしている。けれどもわれわれは、思考がこのような根拠をもっているということを、けっして誤謬の源泉と考える必要はない。或るほかの人々、ないしはその人々の状態に現実的な関係をもっている者は、この関係をもっと突っ込んで押し進めることのできる機会をもっているが、これとすっかり同じようにして、或る見解や或る概念上のワクが社会的に拘束されているということは、次のことを意味している。すなわち、それは、現実と結びついているところから、特定の存在領域における思考には、理解をさらに深めようとする力に好都合な機会がある」。

(46) *ibid.*, p.149 ; この場合の「インテリゲンチヤ (intelligensiya)」は、「知識人」を意味しているが、マンハイムが想定した知識人概念には、「ホワイトカラー」に代表されるような「広範な知的な労働と生活を営む人々」が想定されている。そのため、一般に用いられる「高度な専門的知識を持った知識人」という意味ではないことを留意しなければならない。マンハイムによれば、知識人を互いに結び付ける要素は、「教養」という概念のみである。ちなみに、このマンハイム特有の知識人概念は、マンハイムが「特定の専門家の所産としての知識」を問題視していたことに由来する。そして、前の注に挙げた『知識社会学の問題』における、マックス・シェラーとの対決には、このような問題意識が大きく作用していたと考えられる。

(47) ベルタランフィ著・長野敬訳 人間とロボット：現代世界での心理学。初版。東京、みすず書房、1971, p. ii. みすず科学ライブラリー；26

いう失望的な発見を原因としている。そのため、1920年頃から1930年代までのヨーロッパにおいては、あらゆる価値観や理念が再検討されたが、その動きは、敗戦国であるドイツにおいてもっとも顕著であったと考えられる。特に、「黄金の20年代」とも呼ばれた、ワイマール共和国時代の文化的な活況は、前掲したマンハイムに代表される多くの思想を開花させている。

しかし、そのような活況も、1933年の荒れ狂うナチズムの台頭による知識人への弾圧によって瓦解を迎えることになる。そのような中で、哲学者であるエドムント・フッサールは、「ヨーロッパ的人間性における危機と哲学」⁽⁴⁸⁾と呼ばれる標題の講演を行っている。

1935年に行われたこの講演において、フッサールはヨーロッパの危機が、まずもって、「誤った合理主義」にあるとしている⁽⁴⁹⁾。さらに、近代の合理主義的な文化の危機が、「自然主義」と「客観主義」という合理主義の最たる二要素が蔓延ったことによる人間性の喪失にあるとする。そして、問題の解決方法として、ヨーロッパの精神⁽⁵⁰⁾を危機に陥れている自然主義と客観主義の克服を模索するという問題提起を行っている⁽⁵¹⁾。

フッサールの講演は、その自民族中心主義的な側面が批判されなければならないが、近代の啓蒙的理性に対する危機意識と克服のための問題提起という点では、最たる考察の一つであると考えられる。また、フッサール以外にも1930年代には、1939年から再び勃発する世界大戦を控え、多くの見地からの分析と努力が行われていたが、それらの全ては、大

(48) E. フッサール, M. ハイデッガー, M. ホルクハイマー著. 清水多吉, 手川誠士郎編訳. 30年代の危機と哲学. 初版. 東京, 平凡社, 1999, pp.24-95. 平凡社ライブラリー-299

(49) *ibid.*, pp.72-73 ; また, フッサールはこの問題に関して, 次のように述べている。「私もまた, ヨーロッパの危機が誤った合理主義に根ざしている, ということを確認してはいます。しかし, それは, 合理性そのものがあたかも悪であったり, あるいは, 人間の実存の全体にわたって, さしたる意味をもたないかのごとく考えるというではありません。ギリシャ哲学の古典時代において理想となった根源的にギリシャ的な意味—この意味について, われわれはひたすら語ってきたのですが—での高度かつ真なる意味をもつ合理性, この合理性は勿論なおまだ多くの反省的な解明を必要とはしていますが, しかし, この合理性こそが円熟した仕方であれわれの発展を導いてくれるよう求められてもいるのです。他方, われわれは次のことを付け加えるのにやぶさかではありません (中略)。というのは, 啓蒙期における合理主義としての「理性」の発展形態は, 理解しうる逸脱であったにせよ, とにかく理性からの逸脱であった, ということです」。

(50) *ibid.*, p.89 ; 講演においてフッサールが述べるころの「精神」とは, それ自身における自己認識が学問として可能な要素であり, 客観主義を可能にする要素であるとされる。故に, フッサールは, 精神科学が自然科学と同等のレベルではなく, その前提として存立するものであると規定している。そして, 次のように述べている。「精神, そう特に精神のみが, 自己自身のうちに, 自己自身のために存在するのであり, 自立しているのです。そしてこの自立性において, しかもこの自立性においてのみ, 精神は真に合理的に, 真に, 根底から科学的に取り扱われうるのです。しかし, 自然科学的真理における自然については, それは一見すると自立的のようですが, それはただそれ自体によって合理的と見える認識を自然科学にもちこんだだけのことです。というのは, 自然科学的意味での真なる自然とは, 自然研究を行う精神の産物であり, それ故, 精神についての学を前提としているからです」。

(51) *ibid.*, pp.94-95 ; 「ヨーロッパ的人間存在の危機には, 二つの出口があるだけです。つまり, 本来の合理的生の意味に背いたヨーロッパの没落, 精神に敵対する野蛮さへの転落か, それとも, 自然主義を終局的に乗り越えんとする理性のヒロイズムを通じた, 哲学の精神によるヨーロッパの再生か。ヨーロッパの最大の危機は疲弊です。もしわれわれが, 「善きヨーロッパ人」として, 無限に続く闘いにも掛けぬ勇気を持ち, 諸々の危機のなかでも最も重大なこの危機に立ち向かうならば, 人間を絶滅させる不信という炎のなかから, 西欧の人間の使命への絶望というくすぶり続ける火のなかから, 積もり積もった疲弊の灰のなかから, 新しい生の内面性と精神性をもったフェニックスが, 遠大な人間の未来の保証として, 立ち現れてくるでしょう。何故なら, 精神のみが不滅なのですから」。

戦の中において挫折を迎えている。そして、提起された問題のみが、未完の問題として残されている。しかし、戦後に入り、近代の啓蒙的理性は、ドイツのフランクフルト学派 (Frankfurterschule) を代表する思想家であるマックス・ホルクハイマーとテオドール・W・アドルノ等によって、新たに先鋭的な批判の俎上に載せられることになる。両者は、ジェノサイドに代表される20世紀の蛮行に、啓蒙の自己破壊を見出している。

1947年に出版された、両者の共著である『啓蒙の弁証法』⁽⁵²⁾は、そのような動きを示す代表的な著作である。その批判は、(1)すでに神話が啓蒙である、(2)啓蒙は神話に退化する、という二つのテーゼに要約される⁽⁵³⁾。そして、ホルクハイマーとアドルノは、この文献の冒頭を、次のように書き起こしている。

古来、進歩的思想という、もっとも広い意味での啓蒙が追求してきた目標は、人間から恐怖を除き、人間を支配者の地位につけるということであった。しかるに、あます所なく啓蒙された地表は、今、勝ち誇った凶徴に輝いている⁽⁵⁴⁾。

両者は、近代を招来した啓蒙とは、世界を呪術から解放することであり、その意図は、神話を解体し、知識によって空想の権威を失墜させることにあったとする⁽⁵⁵⁾。しかし、両者は、「何故に人類は、真に人間的な状態に踏み入っていく代りに、一種の新しい野蛮状態へ落ち込んでいくのか」⁽⁵⁶⁾という啓蒙の現実の結果に対して、先鋭化した疑問を投げかけている。そして、両者は、「啓蒙が神話へと逆行していく」という自己崩壊の原因を、「真理に直面する恐怖に立ちすくんでいる啓蒙そのもののうちに求められなければならない」⁽⁵⁷⁾とする。ペーコン以来、進歩的思想によって、野蛮から啓蒙の近代へと進化してきた過程は、両者によると、単線的な進歩ではなかったとされる。それは、常に対象物である自然へと転化する傾向を含んだ弁証法的過程であったとされる⁽⁵⁸⁾。

さらに、同年に出版されたホルクハイマーの著書である『理性の腐蝕』⁽⁵⁹⁾においては、近代の産業文明の根底にある合理性の概念に対して、批判的な考察が行われている。その批判は、理性の「主観化」と「形式化」と呼ばれる二つの現象に対するものが主眼となっている。

ホルクハイマーは、まずもって、理性を「主観的理性」と「客観的理性」の二種類に分

(52) マックス・ホルクハイマー、テオドール・W・アドルノ。徳永恂訳。啓蒙の弁証法：哲学的断想。初版。東京、岩波書店、1990、422 p

(53) *ibid.*, p. xvi

(54) *ibid.*, p. 3

(55) *ibid.*, p. 3

(56) *ibid.*, p. ix

(57) *ibid.*, p. xiii

(58) *ibid.*, p.41 ; これは、次のように説明可能である。「啓蒙の本質は二者択一であり、択一の不可避性は支配の不可避性である。人間はこれまでいつも、自然の下へ従属するか、それとも自己の下へ自然を従属させるか、その間で選択しなければならなかった」。しかし、「市民的な商品経済が拡まるにつれて、神話の暗い地平は、計画する理性の太陽によって照らし出される」進化の過程と同時に、「その氷のような光線の下に、新しい野蛮の芽生えが育ってくる」退行の過程も進行する。そして、「支配の強制の下に、人間の労働は、昔から神話の外に連れ出されながらも、支配の下で、再び神話の圏内に引き込まれる」とされる。

(59) マックス・ホルクハイマー著。山口祐弘訳。理性の腐蝕。初版。東京、せりか書房、1970、244 p

類する。そして、今日の社会においては、従来の理性である後者が手段的な性格の強い前者に優越され、理性が単なる「道具としての理性」へと変容しつつあることを指摘している⁽⁶⁰⁾。その主観的理性とは、「特殊な内容が何であれ、分類し、推理し、演繹する能力、即ち思惟する心的機制の抽象的機能」⁽⁶¹⁾と定義される。そして、その特徴は、「本質的に手段と目的に、多かれ少なかれ当然のもの自明のものと考えられている目的に対する手続きの妥当性に、関心を持つ」⁽⁶²⁾のものであるとされる。

しかし、あらゆるものを「諸可能性を計算し、それによって、与えられた目的とその適切な手段を整合性たらしめる能力」⁽⁶³⁾と見なす主観的理性には、目的そのものが理性に合致しているか（合理性）を判断できない。このことは、主観的理性が客観的な意味が持たずに、単純な形式的なものへと変化することを意味する⁽⁶⁴⁾。そして、このような特性を持つ主観的理性は、自律性の無い道具へと変化であり、その台頭は結果として、理性を「道具的理性」へと変容させるということが指摘されている⁽⁶⁵⁾。

以上のように、本章においては、近代の啓蒙的理性の問題に関する、幾つかの代表的な批判的考察を示すことによって、その知識観が内包する問題の背景を概説した。この問題に関して、ホルクハイマーとアドルノは、次のような言葉を用いて、ベーコン以来の啓蒙の問題を端的に表現している。「支配を原理とする科学の目には蔽われている自然が、根源の国々として想起される時に、啓蒙は自己を完成し、自己を止揚する。「実践の上でわれわれが命令しよう」というベーコンのユートピアが、地球的な規模で実現された今日においてこそ、彼が支配されざる自然にそれを帰した強制力の本質があらわになる。それは支配そのものに他ならなかった。ベーコンによれば、「人間の優越性」が疑いもなくそこにあった知識は、今や支配の解消へと移行することができる。その可能性を眼前にしなから、しかし啓蒙は、現代に奉仕して、大衆に対する全体的な欺瞞へと転身する」⁽⁶⁶⁾。

6. 近現代における「知識」概念の問題点(2)：知識観と合理性

近現代の知識観には、近代の変革を導いた「合理性」と呼ばれる概念の導入が大きく関

(60) 主観的理性は手段に対して、それが合理的かどうかを判断する。これに対して、客観的理性は目的に対して、それが合理的かどうかを判断する。これが両者の大きな相違点である。

(61) 注59の文献, p.11

(62) *ibid.*, p.12

(63) *ibid.*, p.13

(64) *ibid.*, p.15 ; 「今日における理性の危機は、根本的に次の事実、即ち、或る点に於て思惟がそうした客観性を維持できなくなっているか、或いは、かかる客観性を幻想として否定し去ろうとし始めている事実の内にある。この過程は次第に拡大され、あらゆる合理的概念の客観的内容までを包み込もうとしている。終には如何なる特殊な実在もそれ自身によって合理的であるとは思われなくなる。一切の基礎的概念はその内容を失い、単なる形式的な殻にすぎぬものになった。理性が主観化されるにつれ、理性はまた形式化される」。

(65) *ibid.*, p.33 ; これには、理性の形式化が大きく作用しており、ホルクハイマーは次のように述べている。「理性の形式化の結果とは何であるか。正義、平等、幸福、寛容等、既に言及されたように、前世紀に理性に内在し、理性によって認められていると思われた一切の概念が、その精神的根拠を喪失したということである。それらは、今日もなお目標であり、目的である。だがそこには、それらを讃え、客観的実在に結びつける権限を与えられた理性の力は存在しない」(ホルクハイマー1970 : 33)。

(66) *ibid.*, p.55

係している。この概念の導入は、「人類を解放に導く希望が、人間精神としての「理性 (ratio, Verstand)」に託された」⁽⁶⁷⁾ことに端を発している。そして、前節において述べたように、近代社会が成熟するにつれて、近代的な合理性は、その啓蒙的な性質が問題視されてきた。そして、このことは、「理性の始まり以来、真理を発見せんとする理性の志は失敗に終わって来た」⁽⁶⁸⁾ことを意味していると考えられる。

しかし、フッサールやホルクハイマー、アドルノ等の批判的考察は、その依拠する基本原理である合理性が、「人間と対象物 (自然) の間における合理性」という従来の様式に沿ったという点で不十分であると考えられる⁽⁶⁹⁾。従って、筆者が本章において意図する問題解決への課題は、この合理性という原理を別の関連体系の中において、新たに定式化することにある。そして、この問題に関しては、『イデオロギーとしての技術と科学』⁽⁷⁰⁾において、ユルゲン・ハーバマスが、新たな観点からの定式化というものを行っている。

マックス・ヴェーバー以降の「合理性」は、ハーバマスによれば、「<労働>もしくは目的合理的行為」⁽⁷¹⁾であるとされる。これに対して、ハーバマスは、「記号に媒介された相互行為」である「コミュニケーション行為」⁽⁷²⁾という別の関連体系を提示する。そして、別の行為体系の中において、ヴェーバー以降の合理性の概念を、新たに定式化している。この行為の規範は、「すくなくともふたりの行為主体によって理解され承認されなければならない」⁽⁷³⁾とされる。また、そこにおける主要な規定は、比較されながら表として要約されている (表1)。そして、表1の二種類の行為類型から、「目的合理的行為が優勢な社会システム」と「相互行為が優勢な社会システム」という区別を行っている⁽⁷⁴⁾。

ハーバマスが提唱する後者の制度的な枠組みは、「言語に媒介された相互行為を支配する規範からなっている」⁽⁷⁵⁾とされる。しかし、現実の社会には、「目的合理的行為の命題を制度の中心にすえた経済システムや国家装置のようなサブシステム」⁽⁷⁶⁾が存在している。また、家族や血縁関係に代表される、「相互行為の道徳的規則に主たる基礎をおくサブシステム」⁽⁷⁷⁾等も存在している。このような問題に対して、ハーバマスは、(1)「社会の制度的枠組みないし社会文化的生活世界」(2)「そこにくうめこまれた>目的合理的行為のサブシステム」という従属的な二つの社会システムの区別を行っている⁽⁷⁸⁾。これは、「行為が

(67) 玄哲浩. “法哲学研究のためのノート：啓蒙と理性—フランクフルト学派第一世代の問題圏(1)—”. 関西大学法学論集. Vol.52, No. 3, p.407 (2002)

(68) 注59の文献, p.206

(69) *ibid.*, pp.147-148 ; 例えば、ホルクハイマーは『理性の腐蝕』(ホルクハイマー1970)において、「自然と理性を同等化するという誤謬を犯すことなく、人類は両者を宥和することに努めなければならない」と述べる。そして、「自然との和解」の重要性を強調している。

(70) ユルゲン・ハーバマス著. 長谷川宏訳. イデオロギーとしての技術と科学. 初版. 東京, 平凡社, 2000, 225p. 平凡社ライブラリー364

(71) *ibid.*, p.69

(72) *ibid.*, p.70

(73) *ibid.*, p.70

(74) *ibid.*, p.71

(75) *ibid.*, p.71

(76) *ibid.*, pp.72-73

(77) *ibid.*, p.73

(78) *ibid.*, p.73

表1 相互行為の社会，目的合理的社会の特性と相違点

	ハーバマス： 制度的枠組。記号に媒介された 相互行為	ヴェーバー： 目的合理的（道具的，戦略的） 行為の体系
行為を導く規則	社会的規範	技術的規則
定義の水準	相互主体的に共有される日常語	文脈にはめこまれない言語
定義の方法	行為にたいする相互の期待	限定された予測 限定された命令
獲得の機構	役割の内面化	熟練と資格の習得
行為類型の機能	制度の維持（相補的強化にもと づく規範の同等性）	問題解決（目的－手段の関係で 定義される目標の達成）
規則違反に対する制裁	習慣的制裁にもとづく処罰。権 威の失墜	失敗。現実における座礁
<合理化>	解放，個性化。支配権力から自 由な交流の拡大	生産力の上昇。技術的処理能力 の拡大

出典：『イデオロギーとしての技術と科学』，p.72

制度的枠組によって決定されないかぎり，それは，是認をうけつつ相互に限定しあう行為の期待によって，同時に統制される」⁽⁷⁹⁾からであるとされる。

しかし，それとは反対に，「行為が目的合理的行為のサブシステムによって決定されるかぎり，それは道具的行為ないし戦略的行為の範型にしたがう」ものであるとされる。また，「それが一定の技術的規則や期待された戦略にしたがうはずだという十分たしかな保証」は，常に「制度化を通じてのみあたえられる」ものであるとされる⁽⁸⁰⁾。

以上の様々な区別の援用によって，ハーバマスは，ヴェーバー以降の合理性概念を「合理化されるものとしてのコミュニケーション行為」として，新たに定式化している⁽⁸¹⁾。それは，目的合理的なヴェーバー以降の合理化の概念が持つ，(1)技術が持つ支配，(2)労働と目的合理性による支配，という二つの大きな問題を克服するために行われたと考えられる。

7. おわりに

以上のように，筆者は近現代における「知識」概念への考察を行いながら，日本における図書館の基本原理に存在する「真理」という概念が持つ，数々の問題点に関して検討を

(79) *ibid.*, p.73

(80) *ibid.*, p.73

(81) *ibid.*, p.129；これは，「日常のコミュニケーション実践において社会化された個人が，日常語を理解を志向するために使用するということはおよそ避け難いことだという前提の中で，現実の状況を再構成してみる」という問題意識に基づいている。

行ってきた。真理という概念を掲げるということは、自動的に知識や啓蒙、それに伴う野蛮の問題などに向き合うことを意味する。また、羽仁が述べる真理には、前述したように、古代ギリシアにおける知的営為の目的に酷似した点が見受けられる。そのため、そこにおける真理は「一つの既に完結した秩序」といった感が強く、相互行為に基づいて創られていく秩序とは異なったものであると考えられる。

さらに、「真理がわれらを自由にする」という文言を用いてきた日本の図書館には、既に完結した真理が自分たちの組織に存在し、それが公に出版された図書が持つ、客観性と確定性を多く含んだ認識内容たる知識に支えられてきた側面が存在する。しかし、日本における図書館の基本原則は、公に出版された図書が持つ、客観性と確定性を多く含んだ認識内容たる知識に支えられてきたものの、近年の図書館を巡る経営状況の悪化は、蔵書購入費の減額という点で、公共性を持つ出版にも大きな影響を与えている。そのため、これまでの日本の図書館を支えてきた、情報のQC機関を担ってきた出版業が不振にある状況では、これまでの基本原則に疑問を投げかけざるを得ない状況である。

しかしながら、翻って考えると、一つの文言が図書館の基本原則として働くようになったことは、羽仁にとっては「意図せざる結果」であったのかもしれない。後に、国立国会図書館法の前文を挿入した狙いの一つには「合法的な充分の資料に基づいた立法活動ができること」にあったということ、羽仁自身が1963年に述べている⁽⁸²⁾。

だが、1961年に開館した国立国会図書館東京本館2階目録ホールの壁に、この文言が飾られるようになったことは、結果として、多くの人々の目にこの文言を普及させる契機を生み出した。さらに、1970年代における公共図書館が飛躍的に発展した際に、この概念は館種の枠を越えて援用された。その流れは、現在に至っても続いており、様々な解釈と読み直しが行われている。そして、筆者はそれ故に、現在の段階において、この原理となった文言に対し、批判的な考察を続けていく必要があると考えている。

また本稿は、基本原則における根幹となってきた「真理」という概念に対する視点を論ずるところに止まった感がある。しかし、複雑な外部環境に図書館が変容を迫られる現代だからこそ、新たな基本原則を構築するための批判的な視点を持つことが、これからの図書館情報学研究においては重要であると考えられる。考察としては未だに不十分な点が多く、解決すべき課題は山積しているが、図書館の新たな思想基盤を構築するための新たな視点を切り開くための僅かな一歩としたい。

(82) 注2の文献, p.136

[抄 録]

図書館は、その設置母体の如何にかかわらず、公益性の高い非営利組織であり、社会共通資本であると見なされてきた。特に、日本の図書館は第2次世界大戦後、国立国会図書館を代表として、その社会共通資本としての機能を維持してきた。その機能は多岐に渡るが、最も重要な点は、知的サービスを基盤とした国民の福利への貢献にあり、それは「真理が我等を自由にする」という、国立国会図書館本館に掲げられた文言に代表されたものであると言えよう。

この文言は、日本の図書館一般に通じる原理として理解され、戦後日本の図書館の発展に大きな影響を与えてきた。その起源は、国立国会図書館法を起草する際に、歴史学者で参議院議員であった羽仁五郎が前文を挿入したことに端を発している。また、その意味は、図書館が利用者への公平な知識情報への利用可能性とアクセス可能性を確保することにより、健全な民主主義社会の基盤となるものであると解釈されることが多い。

21世紀に入り、日本における図書館などの社会共通資本に関する考察は、PFI (Private Finance Initiative) の導入などに代表される経営の効率化などの外郭的な側面に関して、大きな進展を示してきた。しかし、その反面、図書館に限った指摘を行うとすれば、その根幹を構成する基本原理の部分に関しては、戦後の米国による図書館使節団との共同作業において羽仁五郎がその原理を提示して以来、これを根本から問い直すという知的作業が行われることが僅かに止まっている。そのため、本稿は知識と呼ばれる概念に対する考察を基盤として、日本の図書館を支えてきた「真理がわれらを自由にする」と呼ばれる基本原理に対する検討を試みている。